

会 議 録

会議の名称	令和6年 第5回 白岡市教育委員会臨時会
開催日	令和6年3月28日(木)
開催時間	午前10時30分 開会 ・ 午前11時9分 閉会
開催場所	白岡市役所 4階 403会議室
教育長の氏名	横 松 伸 二
出席者(委員等)の氏名	横 松 伸 二 山 崎 美佐江 和 田 玲 子 小野目 如 快 福 永 肇
欠席者(委員)の氏名	
説明員の職・氏名	教育部長 阿 部 千鶴子 教育総務課長 高 垣 秀 樹 教育指導課主任指導主事 安 達 季 秋
事務局職員の職・氏名	教育総務課主査 山田 真規子
点検評価員	
会議次第	1 開会 2 日程第1 会議録署名委員の指名 3 日程第2 議事 4 閉会
配布資料	別添のとおり
傍聴者数	3人

1 開 会

横松教育長 出席委員 5 名、定足数に達しており開会を宣言した。

2 会議録署名委員の指名

横松教育長 市教育委員会会議規則第 15 条の規定により、山崎美佐江委員及び小野目委員を指名した。

3 議 事

【上 程】

横松教育長 議案第 11 号 白岡市立小・中学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則について上程し、提案理由の説明を求める。

【説 明】 (議案第 11 号について、教育部長が資料に基づき説明した。)

【質疑応答概要】

A 委員 学区審議会は臨時に設置したものか。

教育部長 定例的な開催はしていない。市内の学区について調査、検討するため設けられたものである。今年度開催した理由は、市内学校間により児童・生徒数に偏りがあるため、通学区域を見直すことが必要ではないかと立ち上げたものであるが、その後大山小学校の統廃合の方向性が示され、大山小学校統合先がどちらがよいかという話し合いもしていただいた。そして大山小学校の統廃合が可決されたことに伴い答申を出していただいたものである。

A 委員 学区を定期的に見直すために開催するものではないということではよいか。

教育部長 白岡市は定例的に開催していない。これまでの学区審議会が設置されたのは、新しく学校が設置されたとき、区画整理により整備が行われた換地後等で、定期的に学区の見直しを行ってきたわけではない。

A 委員 学区審議会の事務局はどこか。

教育部長 教育委員会である。

A 委員 審議会の委員はどのように選定しているか。

教育部長 条例の中に規定されており、構成する委員は 1 号委員が市議会から、2 号委員が行政区から、3 号委員が学校長、

4号委員がPTA等、各団体に依頼をし、推薦いただいた方を任命している。ほかに公募委員として3名の方を委嘱したものである。

A 委員
教育部長

すべて学校設置条例が基となって進んでいるのか。

学校設置条例は、あくまで学校の設置に関するものである。学区審議会は市内の通学区域を調査・検討するもので、学校設置条例とは別である。

B 委員
教育部長

議会から附帯決議が出されている。これらのことが実行されたかどうか検証する場は設けられているのか。

児童・生徒のため、この6点について教育委員会は努めてほしいという議会の決議であると受け止めている。

大山小学校統廃合に向け、しっかりとここに書かれていることを丁寧にやっていくことや、適正規模、適正配置の計画の策定に当たっては、その内容を策定段階から議会にも示していくよう要望が出されていると認識しているのでそのように努力していく。

B 委員

きめ細かな情報収集等抽象的な話であるため、やってきたかどうかの判断が分かれるところだと思う。検証できる場があるといい。

教育部長

統廃合や適正規模、適正配置の計画の進捗状況は教育委員会で情報提供していく。議会にも計画策定段階で御意見がいただけるよう全員協議会で協議事項として出していくことも検討したい。

A 委員

附帯決議はあやふやな文章だ。誰が保護者・地域住民へのきめ細やかな意見収集と情報提供に努めるのか。教育委員会がやるということによいか。

教育部長

表紙にあるが、市議会議長から教育長に出したものであり、教育委員会に対しての決議であり、教育委員会で対応していく。

A 委員
教育部長

誰が行い、誰に報告するのかがあやふやだ。

教育長、教育委員会に出された附帯決議である。令和7年4月1日の統廃合に向け、保護者等と意見交換し情報提供に努め、統廃合がスムーズに行われることがまず1点目だ。

6番目の「複式学級の解消」はすでに令和6年度の予算に盛り込んでいる。実行されたことは、教育委員会や研修

会の場で報告し、教育委員の御意見も伺って決議されたものに対応していく。議会に対してもしっかりと報告していく。

横松教育長

議長から教育長に出されたものであり、教育長が責任を持って進めていきなさいという決議だ。必ずやらなければならないという話ではなく、罰則はない。ただ、誠実に進めていくことが求められている。報告が求められているわけではないが、議会が納得するようなかたちで進めていくことが求められる。

C 委員

大山小学校の統廃合については、色々な意見が上がった。賛成、反対というだけではない、様々な意見の中からヒントやアイデアをいただいて統廃合を進めていただきたい。

また、篠津小学校から中学校に進学する場合に、区域外の変更をするケースがあるが、このことについては考慮に入れて審議はしなかったのか。

教育部長

白岡中学校が出来たときに、白岡東地区は小学校は篠津小学校、中学校は白岡中学校とした。

様々な課題に対し、当初は通学区域を見直すことが目的であったが、大山小学校関係の結論のみとなった。いずれ様々な課題も出てくるだろう。原ヶ井戸地域の変則的な学区をしっかりと検討していただきたい。地域、行政区等の関わり、色々な視点から考えなければならない。また、篠津小学校から白岡中学校に学区通りに進学する子も、少数ではあるがいる。今後、開催に当たっては、白岡市域の偏りだけでなくそういうことも含めて審議していただきたい。

D 委員

これまで幾度も議論を重ね、一つずつステップを踏んで決めてきたが、議会から附帯決議が出されたことについては、必ずしも全一致での賛成ではないということだ。このことを肝に銘じ教育委員会として一步一步進めていただきたい。

今後、附帯決議の内容を誠実に進めようと思うと、子どもたちに不安なく伝えていけるのか、大山小学校の思い出、物品等をどう西小学校へと統合させるのか。頭を悩ませ時間のかかることだが、教育委員会にとって大切なのは子どもに希望を持たせることだ。保護者にも楽しみに思ってもらえるようなメッセージが必要だ。適正規模、適正配置計

画策定となると教育委員会の中だけでもいろいろな意見がある。ましてや全体となると様々な意見が出るだろう。一歩ずつ進めていくしかない。

A 委員

学区の考え方について質問する。どのように決めているのか。何に基づくのか。

教育部長

通学区域は、この地域はこの学校というように指定されている。市町村によっては学校選択制もある。学校の適正規模・適正配置のガイドラインによると概ね小学校は4キロ以内、中学校は6キロ以内とされている。スクールバスを活用することにより、それを上回る場合もあるとされている。

A 委員

市町村が決めているのか。

教育部長

そうである。

【採 決】

(質疑応答後、全員異議なく承認)

横松教育長

議案第11号 白岡市立小・中学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則について原案のとおり決定する。

4 閉 会

横松教育長

以上をもって閉会を宣言する。

議事のでん末・概要を記載し、その相違なきを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

教 育 長

議事録署名委員

議事録署名委員